

同(本多平直君紹介)(第三〇七号) 国籍選択制度の廃止に関する請願(中川正春君紹介)(第三二二号) 同(佐々木隆博君紹介)(第二九六号) もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求めることにに関する請願(中川正春君紹介)(第三二二号) 同(佐々木隆博君紹介)(第二九七号) 同月二十七日 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(池田真紀君紹介)(第三四五号) 同(櫻井周君紹介)(第三四六号) 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(池田真紀君紹介)(第三四七号) 同(櫻井周君紹介)(第三四八号) 同(清水忠史君紹介)(第三四九号) 同(重徳和彦君紹介)(第三五〇号) 同(畑野君枝君紹介)(第三五一号) 同(村上史好君紹介)(第三五二号) 同(本村伸子君紹介)(第三五三号) 同(横光克彦君紹介)(第三五四号) 同(吉川元君紹介)(第三五五号) 同(生方幸夫君紹介)(第三八四号) 同(川内博史君紹介)(第三八五号) 同(菊田真紀子君紹介)(第三八六号) 同(近藤昭一君紹介)(第三八七号) 同(高木錬太郎君紹介)(第三八八号) 同(矢上雅義君紹介)(第三八九号) 同(海江田万里君紹介)(第四六四号) 同(尾辻かな子君紹介)(第五一八号) 同(大河原雅子君紹介)(第五一九号) 同(奥野総一郎君紹介)(第五二〇号) 同(亀井重紀子君紹介)(第五二二号) 同(下条みつ君紹介)(第五二二号) 同(武内則男君紹介)(第五二三号) 同(日吉雄太君紹介)(第五二四号) 同(道下大樹君紹介)(第五二五号) 同(柚木道義君紹介)(第五二六号)	同(吉田統彦君紹介)(第五二七号) 国籍選択制度の廃止に関する請願(近藤昭一君紹介)(第三八二二号) もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求めることにに関する請願(近藤昭一君紹介)(第三八三三号) 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求めることにに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四五二二号) 同(笠井亮君紹介)(第四五三三号) 同(穀田恵二君紹介)(第四五四四号) 同(志位和夫君紹介)(第四五五五号) 同(清水忠史君紹介)(第四五六六号) 同(塩川鉄也君紹介)(第四五七七号) 同(田村貴昭君紹介)(第四五八八号) 同(高橋千鶴子君紹介)(第四五九九号) 同(畑野君枝君紹介)(第四六〇〇号) 同(藤野保史君紹介)(第四六一一号) 同(宮本徹君紹介)(第四六二二号) 同(本村伸子君紹介)(第四六三三号) 同月三十日 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(石川香織君紹介)(第六二二二号) 同(松平浩一君紹介)(第七三六六号) 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(阿久津幸彦君紹介)(第六二二三号) 同(石川香織君紹介)(第六二四四号) 同(笠井亮君紹介)(第六二五五号) 同(金子恵美君紹介)(第六二六六号) 同(穀田恵二君紹介)(第六二七七号) 同(高井崇志君紹介)(第六二八八号) 同(藤野保史君紹介)(第六二九九号) 同(古川元久君紹介)(第六三〇〇号) 同(山川百合子君紹介)(第六三二二号) 同(山花郁夫君紹介)(第六三三三号) 同(阿部知子君紹介)(第六三七八号) 同(階猛君紹介)(第六三八八号) 同(篠原孝君紹介)(第六八九九号)	同(小宮山泰子君紹介)(第七三七七号) 同(白石洋一君紹介)(第七三八八号) 同(田村貴昭君紹介)(第七三九九号) 同(津村啓介君紹介)(第七四〇〇号) 同(長尾秀樹君紹介)(第七四一一号) 同(堀越啓仁君紹介)(第七四二二号) 同(松平浩一君紹介)(第七四三三号) 同(森山浩行君紹介)(第七四四四号) 同(山崎誠君紹介)(第七四五五号) 同(志位和夫君紹介)(第七五〇七号) 同(塩川鉄也君紹介)(第七五〇八号) 同(緑川貴士君紹介)(第七五〇九号) 同(赤嶺政賢君紹介)(第七六一五号) 同(小川淳也君紹介)(第七六六六号) 同(笠井亮君紹介)(第七六七七号) 同(穀田恵二君紹介)(第七六八八号) 同(志位和夫君紹介)(第七六八九号) 同(清水忠史君紹介)(第七七〇〇号) 同(塩川鉄也君紹介)(第七七一一号) 同(田村貴昭君紹介)(第七七二二号) 同(高橋千鶴子君紹介)(第七七三三号) 同(照屋寛徳君紹介)(第七七四四号) 同(畑野君枝君紹介)(第七七五五号) 同(藤野保史君紹介)(第七七六六号) 同(宮本徹君紹介)(第七七七七号) 同(本村伸子君紹介)(第七七八八号) 同(今井雅人君紹介)(第七七九三三号) 同(岡島一正君紹介)(第七九五四四号) 同(中島克仁君紹介)(第七九五五五号) 同(西岡秀子君紹介)(第七九五六六号) 国籍選択制度の廃止に関する請願(井出庸生君紹介)(第九四九九号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五〇〇号) もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求めることにに関する請願(井出庸生君紹介)(第九五一二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五二二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五三二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五四二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五五二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五六二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五七二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五八二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九五九二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六〇二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六一二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六二二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六三二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六四二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六五二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六六二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六七二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六八二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九六九二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七〇二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七一二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七二二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七三二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七四二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七五二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七六二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七七二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七八二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九七九二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八〇二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八一二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八二二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八三二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八四二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八五二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八六二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八七二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八八二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九八九二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九〇二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九一二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九二二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九三二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九四二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九五二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九六二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九七二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九八二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第九九九二二号) 同(枝野幸男君紹介)(第一〇〇〇二二号)	十一月十八日 収容・送還に関する専門部会提言及び同提言に基づく法改正に強く反対することにに関する陳情書外四件(横浜市中区日本大通九 剣持京助外四名)(第一二二二二号) 少年法改正に係る答申案に反対することに関する陳情書(神戸市中央区楠通一 四の三 友廣隆宣)(第一二二三二二号) 新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害行為に関する陳情書(秋田市山王六の二の七 山口謙治)(第一二二四二二号) 二〇二〇年度の司法試験における厳正な合否判定を求めることにに関する陳情書(仙台市青葉区一番町二の九の一八 十河弘)(第一二二五二二号) 「年齢計算ニ関スル法律」の改正を求めることにに関する陳情書(新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽四九九五 南雲宗雄)(第一二二六二二号) 福井少年鑑別所の支所化に反対することに関する陳情書(福井市宝水四の三の一 八木宏)(第一二二七二二号) 同月三十日 婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を国に求めることにに関する陳情書(東京都世田谷区世田谷四の二の二七 和田ひでとし)(第一二二八二二号) 十八歳及び十九歳の者の取扱いに関する法制審議会の要綱(骨子)に従った少年法改正に反対することに関する陳情書外一件(新潟市中央区学校町通一番町一 水内基成外一名)(第一二二九二二号) 「送還・長期収容問題の解決に向けた提言」を内容とする法改正に反対することに関する陳情書外一件(津市中央三の二三 中西正洋外一名)(第一三〇二二二号) 同月十八日 オウム真理教(Aleph)(アレフ)・ひかりの輪・山田らの集団)に対する観察処分の期間更新に関する意見書(東京都議会)(第一三二二二二号) 外国資本等による土地売買等に関する法整備を
---	--	---	---

求める意見書(石川県野々市市議会)(第二三二八号)

外国人留学生の資格外活動に係る制限の緩和を求める意見書(長野県議会)(第二三二九号)

婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を求める意見書(神奈川県逗子市議会)(第二三三〇号)

所有者不明私道の解消に向けた法制度の整備を求める意見書(奈良県大和高田市議会)(第二三三一号)

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書(埼玉県北本市議会)(第二三三二号)

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書(神奈川県相模原市議会)(第二三三三号)

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書(神奈川県逗子市議会)(第二三三四号)

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書(神奈川県大和市議会)(第二三三五号)

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(茨城県土浦市議会)(第二三三六号)

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(茨城県阿見町議会)(第二三三七号)

選択的夫婦別姓の導入並びに女性のみに適用される再婚禁止期間の廃止を求める意見書(鳥取県境港市議会)(第二三三八号)

養育費の支払いを含む共同養育に関する取決める意見書(神奈川県大和市議会)(第二三三九号)

離婚時における養育費の確実な取決めと履行確保を求める意見書(北海道登別市議会)(第二三四〇号)

離婚時における養育費の確実な取決めと履行確保を求める意見書(福岡県議会)(第二三四一号)

同月三十日
オウム真理教(現Aleph・ひかりの輪・山田らの集団)に対する観察処分期間の更新等を求める意見書(石川県議会)(第二四九五号)

国民に開かれた再審制度に向けた審議促進を求める意見書(神戸市議会)(第二四九六号)

性犯罪に関わる刑法改正を求める意見書(東京

都柏江市議会)(第二八九七号)

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書(神奈川県川崎市議会)(第二八九八号)

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書(神奈川県鎌倉市議会)(第二八九九号)

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書(香川県議会)(第二九〇〇号)

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(埼玉県ふじみ野市議会)(第二九〇一号)

選択的夫婦別姓制度について国会審議の推進を求める意見書(東京都北区議会)(第二九〇二号)

選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書(東京都江戸川区議会)(第二九〇三号)

選択的夫婦別姓制度について議論を求める意見書(長野県上田市議会)(第二九〇四号)

選択的夫婦別姓制度に関する議論を深めるよう求める意見書(福岡市議会)(第二九〇五号)

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備等を求める意見書(埼玉県議会)(第二九〇六号)

別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書(静岡県議会)(第二九〇七号)

離婚時における養育費の確実な取決めと履行確保を求める意見書(東京都豊島区議会)(第二九〇八号)

離婚時における養育費の確実な取決めと履行確保を求める意見書(奈良県議会)(第二九〇九号)

は本委員会に参考送付された。

本日(の)会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案(参議院提出、参法第一二二号)

参議院提出、参法第一二二号

参議院提出、参法第一二二号

参議院提出、参法第一二二号

関する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員秋野公造君。

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○秋野参議院議員 たいだいま議題となりました生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案につきまして、発議者を代表いたしまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、我が国ではいわゆる生殖補助医療の技術が進展し、生殖補助医療を受ける方も増加しておりますが、生殖補助医療については、法律上の位置づけがなく、懐胎及び出産することとなる女性の健康の保護や当事者の意思の尊重、生まれる子の福祉への配慮といった共有されるべき理念も法定されておられません。

また、現に生殖補助医療により生まれた子は相当数に上り、今後も生まれることが見込まれるところ、生殖補助医療により生まれた子の親子関係については、最高裁判例や解釈によって一定の方向性が示されているものの、法律上明確な規律がないため、その子の身分関係が不安定となり、その利益を害するおそれがある状況が続いていると指摘されております。

本法律案は、このようなことから、個人の人格に配慮した生殖補助医療に関する法整備が求められている等の生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について定めるとともに、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めようとするものであります。その主な内容は次のとおりです。

第一に、生殖補助医療の提供等に関する基本理念を明らかにし、不妊治療として心身の状況等に応じて適切に行われるようにするとともに、懐胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られるべきこと、実施に当たっては、必要かつ適切な説明が行われ、各当事者の十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるべきこと、精子又は卵子の採取、管理等の安全性が確保されるべきこと、生まれる子について、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとするとしております。

また、生殖補助医療の提供等に関する国及び医療関係者の責務について定めるとともに、国が講ずべき措置として、知識の普及等、相談体制の整備及び法制上の措置等について定めております。

第二に、生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例を定めることとしております。具体的には、女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産したときは、その出産をした女性をその子の母とするとともに、妻が夫の同意を得て夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第七百七十四条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができないこととしております。

第三に、国会で検討が行われることを前提に、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための事項として、生殖補助医療及びその提供に関する規制のあり方、生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供又はあっせんに関する規制のあり方、他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度のあり方等について、おおむね二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置等が講ぜられるものとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び主な内容

にかかわらず、心身ともに健やかなる環境、これはつまり安全で良好な環境で生まれ、そして育つ権利を有するというものでありまして、そしてそのためには、お子さんを出産される女性についても、妊娠から出産に至るまで、健やかなる環境、つまりは安全で良好な環境が得られなければならない、その環境を整えるために必要な配慮がなされなければならないということを意味したものでございます。

このような立法趣旨を明らかにするために、本法律案の「心身ともに健やかに生まれ、」の文言につきましては、法的な安定性と整合性の観点から、次世代育成支援対策推進法や母子保健法等においても同様の趣旨で用いられております。健やかに生まれという法律用語を使用したところでございまして、これらの立法例と同様に、障害を有するお子さんの出生を否定的に捉えるといった優生思想につながるものではなくございせん。全体的にお子さんたちが安全かつ良好な環境において生まれることを意図して用いさせていただいたものでございます。

また、心身ともに健やかに育つという趣旨の文言も、児童福祉法、平成二十八年改正後でございますが、それと、いわゆる成育基本法などにおきまして同様に用いられているところでございまして、これらの健やかという文言についても、決して、障害を有するお子さんたちを排除したり、優生思想を想起させるような趣旨ではございません。

ここで言う「必要な配慮」の具体的内容としたしましては、例えば妊婦さんたちに対する健診等が考えられるところでございますが、生殖補助医療は通常の妊娠、出産の過程とまた異なることもございまして、特に念入りの健診等も必要になるということもあり得ることを考慮して規定させていただいたものでございます。

なお、児童福祉法におきましては、昭和二十二年の制定当時から用いられておりました「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成される」

という文言が平成二十八年改正において用いられなくなっております。しかし、この改正は、児童が権利の主体であることをより明確化するために、全て児童は、心身の健やかなる成長及び発達を図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する、これは第一条でございますが、と規定するとともに、あわせて、生まれることについては、全ての国民の努力義務として、児童が良好な環境において生まれ、これは第二条第一項でございます。そこに規定したものと承知をしております。制定当時からこの文言が優生思想につながりかねないといったような理由で改正されたものではないと承知をいたしております。

○中島委員 今、石橋発議者から答弁がございましたが、改めて、与党発議者も今の石橋発議者の説明で間違いないのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○古川参議院議員 今、石橋発議者が答えたところでございます。

○中島委員 今、与野党ともにいうことで確認をさせていただきましたが、その上で、過去、優生思想に基づく非人道的な歴史があったことについて、そのことを顧み、絶対にあつてはならないことである旨の表明が発議者からあつてこそ懸念が払拭されるものと考えます。

我が国において反省すべき優生政策の歴史について、発議者ほどのような認識をされておられるのか、与党発議者にお尋ねをしたいと思います。

○秋野参議院議員 優生思想につきましては、平成八年に当時の優生保護法が優生保護法の一部を改正する法律により改正され、法律の題名が母体保護法に改められたこと、優生保護法の目的規定中、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」とに、「が」、「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、」に定められたこと、遺伝性疾患等の防止のための手術に関する規定が削除されたこと等により、明確に否定されたものと理解をしております。過去の政府答弁におきましても、一人一人の命

の重さは平等であり、全ての人生に生きる価値があると考えているという答弁がなされているところでありまして、発議者一同、全く同意であります。

○中島委員 改めて、過去の反省に基づいて、二度と過ちを繰り返さないという強い意思と、また丁寧な説明が欠かせないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の問いは障害者権利条約十七条についてだったんですが、一の問いで触れておられましたので、最後の問いに飛ばさせていただきますと思っております。

この三条四項の「生殖補助医療により生まれる子」とは、すなわち生まれていない子とも解釈でき、胎児は法的には母体の一部、憲法が胎児を権利の主体として保障していると思われるわけにはまいらないとする昭和四十五年四月二日の内閣法制局の見解と矛盾するとも言えます。

今回、生まれる子に必要な配慮の部分について法的な権利を定めることは法制上の大転換にならないのか、発議者にお尋ねをしたいと思います。

○秋野参議院議員 出生前の子については権利の享有主体ではないということで発議者一同一致しております。また、本法律案では、権利とは規定をせずに、生まれる子については必要な配慮がなされると規定をしたものでありまして、御指摘のような大転換といったものではないと考えてございます。

○中島委員 前の御質問、さきの質問でも、多々問題点、また懸念の部分が御指摘されておることと思っております。今の、生まれる子についての定義、また出自を知る権利を保障するための制度のあり方、さまざまな検討事項について、新たな立法も含めて、二年を待たずに改正していくことも必要だということを申し伝えて、私の質問を終わりたいと思っております。

○義家委員長 次に、藤野保史君。
○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

きょうは、生殖補助医療で生まれた当事者である石塚幸子さん、そして研究者である才村真理先生にもお越しいただいております。御多忙のところ、本当にありがとうございます。

まず、石塚参考人にお聞きしたいんですが、この問題について、あるいは法案についてのようにお感じなのか、少しまとまってお話しただければと思います。

○石塚参考人 石塚幸子と申します。

本日は、意見を述べる場を与えていただき、ありがとうございます。

私は、匿名の第三者の精子提供、AIDという技術で生まれました。同じく精子提供で生まれた人たちと当事者のグループというものをつくっております。

私が生まれたAIDという技術は、一九四八年に慶応義塾大学が始まり、既に七十年以上の歴史があるものです。提供者は匿名であり、その事実は子供に秘密にすることがよいとされて、ずっと行われ続けてきました。そのため、長い間、問題は起こっていないと思われてきていきましたが、最近になって、私のように、生まれた当事者が声を上げ始め、これまで秘密と匿名のもとに行うことがよいとされてきたこうした技術が、実は、そのことによって親子関係を崩し、当事者に大きな喪失や痛みを与えているということが報告され始めています。

本日は、私の体験をもとにしながら、この技術で生まれた当事者が、そしてその家族がどのような問題を抱えているのかということを知ってほしいと思っています。

まず、私が事実を知ったのは二十三歳のときで、父の遺伝性の病気をきっかけに、自分への遺伝について悩み、その結果、母から告知を受けました。

現在私たちのグループにいる当事者のほとんどは、親の病気や離婚などをきっかけに事実を知るケースがほとんどで、子供にとっては、まず家庭内に何か問題が起こった上の告知になるため、二

重にショックを与えていると言えます。そうした告知であるからこそ、事実を知る時期が非常に遅く、三十代や四十代になってから知ることにも少なくありません。

私が母から告知を受けたときに聞いたことは、父親と血がつながっていないということ、昔、慶応大学でそういうことをやっていたということ、提供者についてはわからないということだけでした。

自分の出自を知り、まずは父の病気が遺伝してないことに安心したものの、その後すぐに、なぜこんなにも大切なことを今まで私に言ってくれなかったという思いが湧き上がってきました。信頼していたからこそ、言ってくれなかったということが非常に悲しく、裏切られたというようにも感じてしまいました。そして、何よりも、自分の二十三年間の人生が母のついたうその上に成り立っていたものであるかのように思えてしまい、何が本当で何がうそのかがわからなくなり、自分が一体何者なのかということがわからなくなっていました。

しかし、母親にとってもこれは想定外の告知でした。技術を実施するときに、私の両親は、子供には言わない方がいいと医師に言われ、それであまり信じてやっていたからです。

しかし、父の病気もあって言わざるを得なくなった結果の告知であり、結果、親と子の関係は崩れ、その後、母は、この問題に触れたくないとか、公にしたくないというような態度をとり、そうしたことに私は傷つき、親がそんなにも後ろめたく隠したいと思っているような技術で自分が生まれてしまったのかと感じ、それは、親にすら自分のありのままの存在を認められていないと感じてしまうことで、とても悲しいことでした。自分の感情をコントロールできず、体にも不調があらわれ、涙がとまらなかつたり、眠れなかつたりするような状態になり、私は、結局、告知を受けてから二カ月後には家を出てしまっています。今も、親との関係は完全に修復できたとは言えませ

ん。

私が当事者として問題だと感じていることを主に三つにまとめてお話ししたいと思います。

まずは、告知の時期が遅いということです。

私の例がそうであったように、告知を受ける時期が遅くなればなるほど、親に隠されていたと感じる期間が長くなります。そのショックは大きくなります。こんなにも長い間、親にだまされていた、隠されていたと感じ、親に対する信頼が大きく揺らぎます。また、AIDという技術そのものを隠そうとしたり、周囲に打ち明けてはいけないこととして扱うことで、子供は、自分の存在自体が親にとって後ろめたく恥すべきことであるかのように感じてしまいます。

親子の関係において、子供が親に自分の存在を認めてもらえていないと感じてしまうことは、子供が自分自身を肯定して生きていくことを非常に難しくさせてしまっていると思います。

二つ目は、アイデンティティが崩れるという体験のつらさやその衝撃です。

私が告知を受けた後、自分の人生は親のついたうその上に成り立っていたと感じてしまったという感覚は、多くの当事者に共通しています。人はさまざまな経験や体験を積み重ねて自分を形成していきます。その土台の部分には自分の出自というものがあります。それが、それまで自分が信じていたものと突然違うと言われてしまうと、その土台が崩れ、その上に積み重ねてきたものの全てが崩れてしまいます。何が本当で何がうそののかというところ、自分が一体何者なのかということもわからず、大きな不安にさらされます。事実を知る時期が遅ければ遅いほど、それまで自分が行ってきた選択というものが多く、それが崩れることは、そうした選択に自信が持てなくなることにともないます。そして、それはとてもつらいことです。

私たちのグループの中には、結婚や出産など、人生の大きな決断をした後に事実を知ったという方も少なくありません。知らなかったとはいえ、

自分が新たな世代を生み出してしまったこと、自分のルーツがわからない子供をつくってしまったことで、子供やパートナーを自分の問題に巻き込んでしまったことに、皆さん、非常に悩みを持っています。

三つ目が、提供者情報がわからないということです。

一度崩れてしまった自分を再構築するには、さまざまな情報が必要です。AIDという技術自体について、そこにかかわった人の思いや提供者の情報など、人により知りたいことはさまざまに違っていていると思います。しかし、自分が知りたい情報を、うそではない真実の情報を一つずつ確認し、自分の人生に改めて組み込んでいくという作業が必要で、そこには、情報だけではなく、その作業を支えてくれる人の存在も必要です。しかし、現在、私たちには提供者を知るすべがありません。崩れてしまったアイデンティティを再構築したいと思っても、私たちの中には一生埋めることのできない空白があるのです。

提供者情報がわからないということは、自分の遺伝情報がわからず、医療受診の際にも不安を抱いたり、同じ提供者の精子から生まれた別の異母兄弟だったり精子提供者自身の子供だったり近親婚の可能性があるという問題も実際に生じています。

提供者情報を知ることとは、自分を確立し、自分を肯定して生きていくために絶対に必要なことです。過去があることで今の自分があるということを確認し、それによってこれから先の未来について考え、生きていくことができるのだと思っています。

私たちが提供者情報にアクセスするためには、まずは、自分がそうした技術で生まれた子だということを経験し、それを親に告知される必要があります。そして、親から早期に告知される。しかも、それが積極的な告知であることで、少なくとも親子の信頼関係は保つことができますし、それは子供にとっても重要なことだと思います。

親からの告知と、知りたいと思ったときに知りたい人が情報にアクセスできる環境というものを、この技術を今後も続けていくのであれば絶対に必要だと思っていますし、それが整えられないのであれば、私はこの技術はやめるべきだと思っています。

今回の法案では、出自を知る権利は、その後の検討課題とされるにとどまっています。しかし、その後の検討期間とされる二年間の間にも、私たちと同様の子供は生まれ、権利が保障されぬまま、情報も、保管も管理もされず、将来的に今の私たちと同じような悩みを抱えてしまうことになりかねないと思っています。一刻も早い出自を知る権利の保障と、そのための提供者情報の保存、管理をぜひお願いしたいと思っています。

○藤野委員 本当にありがとうございます。

重ねて石塚参考人にお聞きしますが、情報というお話がありましたけれども、提供者の方についてのどこまでの情報が保障されるべきだとお考えでしょうか。

○石塚参考人 私が提供者を知りたい最も大きな理由としては、自分が、母親と、精子という物から生まれてきたという感覚があつて、そこに非常に違和感を持っているからです。物ではなくて、きちんと人が介在していたということを実感として感じたい。だからこそ、提供者については、身長や体重といった断片的な情報ではなく、個人が特定できるまでの情報を、そして、一度でもいいので会いたい、その人が人として本当に実在しているんだということを確認させてほしいと思っています。

当事者の中には、提供者の情報について特に興味がないという人も中にはいます。しかし、海外の例を見ると、初めは知りたくなかつたとしても、その人が結婚するときとか、自身が子供を生むときに、そのタイミングで知りたくなつたというように例も報告されています。知りたいと思つたときに知ることができる環境を整えるのが重要だと思っています。

また、提供者を知りたいか知りたくないかというの、それまで育った家庭の親子関係のよしあしには関係しないということも、海外の例からは報告されています。よく、愛情深く育てれば子供に提供者のことを教える必要はないとも言われるんですけれども、愛情のあるかないかと、提供者情報を知りたくなるかならないかということは、全く別物だというふうに考えています。

○藤野委員 ありがとうございます。

そして、提供をする側からいいますと、先ほど減少する懸念というのも議論されておりましてけれども、これも石塚参考人にお聞きしたいんですが、出自を知る権利を認めた場合、提供者が減少する懸念がある。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○石塚参考人 既に海外で出自を知る権利を認めた国の様子を見ると、確かに、いつときは減るんですけれども、精子提供者となる男性の層が、その後、変わっていくという状況が見られます。それまでは若い大学生などが提供者となっていました。法律ができた後には、年齢層が上がって、自身にもう既に子供がいるような男性の層に変わっていくというふうになっています。

出自を知る権利を議論するときに、それが認められると、あたかもこれまで提供してきた人の情報に勝手に開示されてしまうという誤解があるように私は感じています。出自を知る権利は、その法律ができた後に生まれた子供にしか認められるものではないということを、私たちはきちんと理解しています。

提供者は、提供者になるかならないかということを選ぶことができます。将来的に自分の情報が子供に開示される可能性があるということを理解した上で、提供者になるのかならないのかということを選べます。それをもし受け入れられないのであれば、提供者にならなければいいのだというふうに私は思っています。

そして、その結果、仮に提供者がいなくなってしまうのであれば、私は、この技術は行われるべきではないというふうに思っています。

○藤野委員 ありがとうございます。

才村参考人にお聞きしたいと思います。

才村参考人が翻訳をされた「大好きなあなたから、真実を話しておきたい」という、外国のオリビア・モンッチさんの本なのですが、これは、ゼロ歳から七歳の告知、八歳から十一歳、そして十二歳から十六歳、そして十七歳以上と、生殖補助医療によって生まれた子供を持つ親向けのガイドで、大変参考になったんですけれども、才村参考人は、親から子の告知についてはどのようにお考えでしょうか。

○才村参考人 才村です。

今の御質問に対して、私は、長年、養子支援もしていました。やはり、告知の仕方というのは、生殖補助医療で生まれた子供たちも、同じように小さいころから、しかも、できたら二、三歳のころから、二、三歳のころよりも、もっと小さい、ゼロ歳、一歳からやった方がいいんじゃないか。ゼロ歳、一歳の子供は、言葉は理解できません。でも、親が告知をするのに、やはり覚悟も要るし、どうやっていいかわからないと最初思いますよね。だから、そういう意味では、ゼロ、一歳の赤ちゃんは、相手がわからないときにやると、赤ちゃんは全然負担がないわけです。ショックも受けません。でも、告知する側は、告知する言葉の選び方とか、どうやってこの話題にしようかなという練習ができるということですよ。だから、そういう意味では、せめて二、三歳のころから、幼児のころにはスタートする。

告知は一回きりじゃないですね。何回も、子育ての長い間に、要所要所に入れていく。ある人は、お誕生日ごとに話をする、毎年一回は話をするという方もおられたり、それから、そういう仰々しい日じゃなくて、日常生活の中で、お風呂に入りながら、あなたはね、子供が私たちは生まれてなくてね、ある一人の女の人が助けてくれたのよとか、あるいは、親切なというふうな言い方をする人もいますけれども、親切かどうかは

ちよつとわからないので、いろいろな家族の物語というのを、その家庭、家庭でつくっていくからいいと思うんですけれども。

できれば、絵本とかを使いながら、日本でも、数は少ないんですけども、精子提供それから卵子提供を告知する絵本ができています。それを、例えばおもちや箱に転がしておいて、それで、ふだんからそれを見ながら、そのことが世の中には普通のことなんだ、特殊なことではなくて、この家庭でそういうことをしたことを親御さんが誇りに思っていて、プライドを持っていて、そして、そのことが後ろめたいことではなく、そして偏見を持たれていないような、びくびくしているわけじゃなくて、オープンにできるような、そういう姿勢がすごく大事です。

そうすると、子供は、あ、私はいくことで生まれたんだと。何か、悪いことをして、隠すようなことで生まれたという、子供自身は自分の生命を後ろめたいものと見てしまいますよね。そうではなくて、あ、このことって普通なんだと。だから、ある程度大きくなって告知された人は、先ほど石塚さんの話にもありましたように、すごくショックが大きいです。特に、例えば思春期以降ですね、十歳以降、成人して、今皆さん、告知されてすごいショックで、大きなアイデンティティーのクライシスになっておられますけれども、小さいころから家庭の中に、そういう助けってもらえる人がいたんだよということをずっとこう入れながら大きくなっていきながら、この家庭では普通のこととして認識できるといことが、私は告知にとっても大事な事だと思っています。

○藤野委員 ありがとうございます。

石塚参考人にも、当事者の立場から、親から子への告知というのはどうあるべきだというふうにお考えでしょうか。

○石塚参考人 私も才村先生と同様に、子供が幼いときから、その時々にはわかる言葉で、何度も告知してほしいというふうに思っています。

実際、日本でも、特別養子縁組の告知の方法などを参考に、子供に告知をするという取組が、少しずつですが、行われ始めています。海外では、幼いころに告知を受けた人と大人になってから告知を受けた場合で、親や技術そのものに対する意識について調査した報告というのがあります。子供のころに告知をされた当事者は、親にも、そして技術自体にも、肯定的な思いを持つ傾向があります。逆に、大人になってから告知をされた当事者というのは、親に対しても技術に対しても否定的な感情を抱くという報告がされています。

AIDは、これまで一生隠し通せるものとずっと思われてきていました。しかし近年、簡単にDNA検査などができるようになっていて、隠し通すことというのはもう難しくなっているというふうに思っています。

事実を知った当事者の多くは、知る前から家庭の中に違和感だったり緊張感を感じることがあったというふうにも言っています。親子の間に何らかの秘密がある場合、それは日常の親子関係にも影響を与えるものだと思います。子供は親が思うよりもずっと敏感です。

多くの親は、この技術を使うことで子供を持つて幸せな家庭を築きたいと思って、その結果、技術を選択しているんだと思います。そうであるならば、秘密を持つてうそをつき続けるというのは、うそ、うそのない真実の親子関係を築くことの方にこそ、目を向けてほしいというふうに思っています。

○藤野委員 石塚参考人、最後にお伺いしたいのは、一九四八年に慶応病院でこれが始まった、七十年以上の歴史があるという御発言がありました。

七十年以上もの間、こうした技術が問題ないという形で行われてきたのは、なぜだというふうにお考えでしょうか。

○石塚参考人 これまでは、親や医療者が子供のためにというふうにご考えてきたことと、実際に生まれた人が思っていることの間に大きなずれとい

うものがあるように思います。

そして、これまでAIDを実施した後の追跡調査のようなものほとんど行われてこなかったという問題だと思っています。不妊という状態が問題だとした場合、子供が生まれればその問題は解決したと思われてきたと思います。だからこそ、子供が生まれた後のことについてこれまでは余り意識が向けられてこなかったのかもしれない。

現在、私たちが抱えている問題というのは、今後、卵子提供など技術が拡大していけば、そうした技術によって生まれた子供にも同様に生じる問題だと思っています。技術の範囲を広げる前に、今既にAIDで起こっている問題についてまずは向き合って、その解決の道を考えてほしいというふうに思っています。そうでなければ、今の私たちのように悩みを抱える子供をふやしてしまうだけだというふうに思ってしまうと思います。

○藤野委員 ありがとうございます。

本当に貴重な御意見をいただきました。しっかりと受けとめたいと思います。

そして、その上で提案者の皆様にもお伺いしたいんですが、先ほど優生思想の問題についての御答弁があったんですけれども、そこで挙げられた次世代育成支援対策推進法や母子保健法、あるいは児童福祉法、ありましたけれども、やはりそうした法律は生命倫理に直接かかわる法律ではなくて、生まれた子や母の支援についての法律だと思うんですね。

今回はまさに、もう生命倫理そのものにかかわる問題で、こういう文言、いわゆる心身ともに健やかに生まれという文言が使われる。だから、ほかの法律を出して、こっちにもあるからということではなくて、なぜこの法律に、生命倫理に深くかかわる法律にこの文言が使われたのかというのが問題なわけですから、そこは本当に曖昧にできない問題だというふうに思います。

その点でちょっとお聞きしたいのは、配付資料の一にもあるんですけども、先ほど出しました

障害者権利条約について、十七条では「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのまゝの状態尊重される権利を有する。」という文言があります。

提案者にお聞きしたいのは、この障害者条約十七条と今回の法案の三条四項、この整合性というのは検討されたんでしょうか。

○石橋参議院議員 御質問ありがとうございます。

重ねて、御指摘の点を含めまして、先ほど来御答弁をさせていただいておりますが、私ども、この検討過程に当たりまして、障害者権利条約、御指摘の点、十条、先ほど申し上げました十七条も含めて、それを念頭に整理をさせていただいて、そして、先ほど御答弁させていただいたところを繰り返して、この文言について、健やかな環境、これについては、安全で良好なところを繰り返して述べさせていただいたところがございます。

その関係において、この障害者権利条約十七条とも整合するという整理を発議者の間でしっかりと確認をさせていただいて、御説明申し上げているところがございます。

○藤野委員 本当に、生命倫理にかかわる問題というのは非常に重いわけですので、これは引き続き、しっかりと追求していきたいと思っています。その上で、衆議院の厚労調査室に来ていただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

ことしの六月から衆参の厚労委員会が旧優生保護法一時金支給法二十一条に基づく調査が始まっていると思いますが、どのような調査であるか、そして、こうした調査の事例が過去あるか、これをお答えいただけますか。

○吉川専門員 お答えいたします。

旧優生保護法一時金支給法第二十一条に基づく調査につきましては、本年六月十七日、衆議院及び参議院厚生労働委員長より、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室に対して調

査命令が、また、国立国会図書館に対して調査への協力要請がございました。

六月十七日に衆参の厚生労働委員会理事会で合意された文書には、調査項目として、旧優生保護法の立法過程、優生手術の実施状況等、その他として、諸外国における施策等が示されております。

また、調査期間はおおむね三年とされ、報告書の原案は衆参の調査室が分担し、国会図書館の協力を得て作成することとされております。

これを受け、現在、衆議院と参議院、また国会図書館とで連携協力しながら調査を実施しているところであります。

なお、今回のように、衆参で協力し、三年にわたって調査を行うような例はなかったものと思われま

○藤野委員 ありがとうございます。

まさに、同じく生命倫理に深くかわる問題、旧優生保護法について、立法府も含めて、どういう問題があったのか、どういう教訓があったのかと。それを立法府として、まさに今、三年かけて調査しようとしている。

配付資料の二を見ていただきますと、この下の方には、この結果については、「衆参の厚生労働委員長からそれぞれ衆参議長に報告することが考えられる」とまで書かれておりまして、極めて重い調査なんですね。

提案者にお聞きしたいんですが、まさに同じように倫理がかかわった問題を、立法府が、率直に言って誤りを犯してしまった、痛手の反省だと思

うんですね。それについての調査が今まさに始まっている。こういう状態で、本法案もまさに同じように生命倫理に深くかわる法案であります。

この両者の関係についてといたしますが、率直に言いますと、もう時間もないのであれですが、私が調べた範囲では、旧優生保護法のとくも参議院先議で、当時は、本会議を含めて三回ぐらいいしか議論していないんですね。委員会一回だけで、参議院も三十分ぐらいいです、実質。今回は三十分

じゃないです、こうやって各党やっていますから違うんですけども、しかし、非常に共通点があるわけですね。

今まさに前回の旧優生保護法についての反省について議論されている、かつてない調査が行われているというもので、今回も極めて短時間の審議でこういうことをやっていく、このことについての提案者の御認識をお伺いしたいと思います。

○古川参議院議員 ありがとうございます。

きょうの御質問にもさまざまなありましたけれども、この問題というのは、実は二〇〇三年からずっと放置をされていたという認識でございます。ですので、一刻も早く、現在の何も定まってい

ない状況を改善をしたいということが一つございます。

また、今御指摘の問題につきましては、附則三条におきまして、優生思想の濫用を防止するための方策ということの検討も、排除はされていないというふうに考えております。

○藤野委員 もう終わりますけれども、こういう生命倫理にかかわる法案というのは拙速にやっちゃだめなんですよ。それが過去の経験であり、教訓であり、それを今、国会挙げて、衆参挙げて検証していきながら、今回もまたこういう拙速な形で法案を通そうとする。これは到底許されない、立法府として許されない、このことを述べて、質問を終わります。

○義家委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

この法案の中にも、出自を知る権利についての検討を進めるということもござりますので、その重要性について、きょうは参考人からお聞きをしたいと思っております。

才村先生には遠いところから来ていただきました。ありがとうございます。これまでの先生の研究内容などを御紹介いただければと思います。

○才村参考人 お話しさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。

ラブ、大変な激論があった中で何とかまとめました。本当に伊藤孝恵発議者の御尽力が大変すばらしかったと思っておりますが、まずこの法案の意義と課題、それから二年後の検討に向けてどのような方法でという議論を行っていくのかも含めて、伊藤発議者の決意をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤(孝恵)参議院議員 さまざまな御配慮をいただき、ありがとうございます。我が会派のみならず、各党各会派から、次なる課題について大変いろいろな御指摘をいただきました。出自を知る権利、また代理懐胎等について、今後、とにかく幅広い、そして活発な議論をする環境を整えていきたいというふうに思います。

その上で、意義を述べさせていただけるのであれば、今の日本の法律に初めて生殖補助医療についての存在が示されたこと、生殖補助医療の基本法と申しますか、長年手つかずだった不妊治療関連法制がようやく前進したことなどというふうに思います。

明治時代に制定された現行民法は、当然ですが、生殖補助医療についての出産を想定しておりません。しかしながら、現実には、我々もそうですけれども、五十万人以上が不妊治療を行っております。また、夫婦のみならず、同性婚カップルや事実婚、未婚、一人親への生殖補助医療の提供を始め、子を産み育てたいと思う方々、願う人全てのあらゆる選択肢を準備するためにこの議論の枠組みが必要だった、そういうことだったと思います。

また、先ほど、才村参考人の方から言及ございましたけれども、今後、出自を知る権利を確保していく、体制整備をしていくということは、生殖補助医療のみならず、内密出産、匿名出産等のあり方の議論を進めていく、そういったことにもなるんだというふうに思います。

当然ながら、生まれ来る子供の福祉と権利を何よりも尊重し、議論を進めてまいります。

○高井委員 時間になりましたので終わります

が、本当に、この法律が成立して、生殖補助医療、不妊治療が非常に今国民の大きな関心事、課題にもなっておりますので、ぜひこれが前に進んでいくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○義家委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○義家委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

○藤野保史君

反対の討論を行います。

反対理由の第一は、どのような生殖補助医療を認め、どう規制するかという、いわゆる行為規制のあり方が全て先送りされていることです。

法制審の親子法制部会は、行為規制の立法の見通しが立たないもとで親子関係だけを規定することは慎重な検討を要するとしています。近時の最高裁判例でも、医療法制と親子法制は両面からの検討が必要としており、親子関係のみ先行して規定すべきではありません。親子関係の早期確定といいますが、本法案が要件とする夫の同意については、その有無をめぐって裁判例があるほか、精子提供者と出生した子との間の認知の問題についての規定もなく、早期に確定するとは限りません。

反対理由の第二は、親子関係と不可分一体である出自を知る権利が認められていない点です。

きょうの参考人質疑でも、生殖補助医療で生まれた当事者から、知りたいと思う人が知りたいと思うときに提供者情報にアクセスできる環境が、この技術を続けていくのであれば絶対に必要です、検討期間とされる二年の間にも、私たちと同様の子供が生まれ、権利が保障されぬまま、私たちと同じ悩みを抱えてしまうことになりかねませんという意見が示されました。この声を真摯に受けとめるべきです。

反対理由の第三は、本法案が、商業的な濫用の危険、優生思想の介入を許す危険があることです。

複数の団体から、本法案第三条四項に「心身ともに健やかに生まれ、」という文言が入っていることが旧優生保護法をほうふつとさせるという厳しい意見が寄せられています。本法案が、商業的、優生思想的な濫用禁止規定については定義が不明確という理由から明文化しない一方で、当事者から優生思想の介入を許しかねないという批判を招くような文言を盛り込んでいることは、大きな問題です。

最後に、本法案をめぐって、立法府のあり方が問われています。

ことし六月から、衆参両院の厚労委員会、旧優生保護法の制定、改正時の問題点について大規模な調査が始まっています。立法府が犯した過ちを二度と繰り返してはならないという立場で過去に例のない調査が行われているさなかに、同じ生命倫理に深くかわかる法案をわずか二時間半の審議で押し通すなど、立法府として許されるものではありません。

このことを強く述べて、反対討論といたします。

○義家委員長 これにて討論は終局いたしました。

○義家委員長 参議院提出、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案について採決いたします。

○義家委員長 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○義家委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○義家委員長 この際、ただいま議決いたしました本法案に対し、奥野信亮君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・社民・無所属、公

明党、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。階猛君。

○階委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

一 政府は、生殖補助医療及び不妊治療の提供に当たっては、以下の基本的認識に基づいて施策を講ずること。

1 生殖補助医療の提供等については、それにより生まれる子の福祉及び権利が何よりも尊重されなければならないこと。

2 当事者、特に女性の心身の保護及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する自己決定権)の保障が尊重、確保されなければならないこと。また、保障されるべきリプロダクティブ・ヘルス/ライツには、女性の健康の確保だけではなく、身体的にも精神的にも本人の意思が尊重され、自らの身体に係ることに自ら決定権を持つことが含まれるものであることに留意すること。

3 商業的な悪用・濫用を禁止し、防止するとともに、優生思想の排除を維持すべきこと。

4 生殖補助医療及び不妊治療は、国による少子化対策としてのみ推進されるべきものではないこと。

二 政府は、血縁のある子をもうけることを推奨するような誤解を招くことや、子をもうけ